

組合員証等の廃止に伴う福祉事業の取扱いについて

令和7年12月2日をもって経過措置期間が終了し、組合員証及び被扶養者証が使用できなくなったため、組合員人間ドック等の福祉事業を利用される際には、原則として下記書類等を提示していただくことになります。

今後、福祉事業を利用する際に提示する証明書については、次のとおりです。

◎ 人間ドック等受診時に提示する証明書

いずれか	(1) マイナ保険証 又は 資格確認書 (2) マイナ保険証+資格情報通知書(資格情報のお知らせ) 又は マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面
------	--

◎ その他福祉事業利用時に提示する証明書

原則	(1) マイナポータルの資格情報画面	
スマートフォンを使用されていない場合など、 (1)を提示することが困難な場合		
こちらも 使用可能	(2) 資格確認書 (3) 資格情報通知書(資格情報のお知らせ)	